

医療安全対策に関する取組事項

当院では医療安全対策として、以下のような取組を行っています。

1. 私たち医療従事者は、当院の基本理念・基本方針に基づき、職員一人一人が医療安全の必要性、重要性を自分自身の課題として認識、行動し、患者さんの安全を確保するために努力いたします。
2. 医療安全管理委員会および医療安全管理の任に当たる専門の担当者が中心となって、医療の安全管理に係る体制の確保を行い、医療事故防止に努めています。
3. 医療に係る安全の確保は、アクシデント・インシデント報告の分析等を基本として行うものとし、改善策を立案して全職員で再発防止に努めています。
4. 医療安全管理部門が企画して、年2回以上の全職員対象の医療安全管理に関する研修会を開催し、医療の安全に関する意識・質の向上に努めています。
5. 医療事故等が発生した場合は、患者さんの救命と被害の拡大の回避に全力を尽くし、患者さん及び家族の方々に誠実な対応を心がけています。
6. 患者さん等からの症状や治療方針等に関する相談に適切な対応をいたします。
7. 患者さんの権利を尊重し、インフォームドコンセント（十分な説明の上の同意に基づく治療契約）を基にした安全な医療の提供に努めます。
8. 医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示にて本指針を掲載し、閲覧できることとしています。